

京 都 大 学 大 学 院 経 済 学 研 究 科 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第3 転学及び転科</p> <p>第4条 通則第40条第1項の規定により本研究科に転学又は転科を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>(中 略)</p> <p>第9条 次の各号に掲げる科目、単位数、研究指導及び在学年数は、研究科会議の議を経て、それぞれ修士課程又は博士後期課程の修了に必要な科目、単位数、研究指導又は在学年数として認定することができる。</p> <p>(1) 転学、<u>転科又は転専攻</u>前に、本学又は他の大学の大学院で履修した科目、単位数、受けた研究指導及び在学年数の一部又は全部</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3 <u>転学、転科及び転専攻</u></p> <p>第4条 (同 左)</p> <p><u>2 本研究科学生で転専攻(経済学専攻から京都大学国際連携グローバル経済・地域創造専攻への転専攻に限る。)を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</u></p> <p>第9条 (同 左)</p> <p>(1) 転学又は<u>転科</u>前に、本学又は他の大学の大学院で履修した科目、単位数、受けた研究指導及び在学年数の一部又は全部</p> <p>(2)・(3) (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、令和3年10月12日から施行し、令和3年9月15日から適用する。</p>